

蟻害・腐朽検査員規程 改正案 新旧対照表

新	旧
<p>蟻害・腐朽検査士規程</p>	<p>蟻害・腐朽検査員規程</p>
<p>第1条 この規程は、社団法人日本しろあり対策協会（以下「<u>本会</u>」という。）における<u>蟻害・腐朽検査士</u>（以下「<u>検査士</u>」という。）の認定登録に関する必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 この規程は、社団法人日本しろあり対策協会（以下「<u>本会</u>」という。）における<u>蟻害・腐朽検査員</u>の認定登録に関する必要な事項を定める。</p>
<p>（定 義） 第2条 この規程の<u>蟻害・腐朽検査士</u>とは、第4条による<u>検査士</u>の登録をした者で既存住宅の<u>蟻害・腐朽</u>の検査・診断の業務を行う者をいう。</p>	<p>（定 義） 第2条 この規程の<u>蟻害・腐朽検査員</u>（以下「<u>検査員</u>」という。）とは、第4条による<u>検査員</u>の登録をした者で既存住宅の<u>蟻害・腐朽</u>の検査・診断の業務を行う者をいう。</p>
<p>（義 務） 第3条 <u>検査士</u>は、本会が定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って、正確に被害の有無を診断しなければならない。 2 <u>検査士</u>は、本会が発行する<u>蟻害・腐朽検査士証</u>（以下「<u>証明証</u>」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 <u>検査士</u>は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行する<u>蟻害・腐朽検査士登録証</u>（以下「<u>登録証</u>」という。）を掲示しなければならない。</p>	<p>（義 務） 第3条 <u>検査員</u>は、本会が定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って、正確に被害の有無を診断しなければならない。 2 <u>検査員</u>は、本会が発行する<u>蟻害・腐朽検査員証</u>（以下「<u>証明証</u>」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 <u>検査員</u>は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行する<u>蟻害・腐朽検査員登録証</u>（以下「<u>登録証</u>」という。）を掲示しなければならない。</p>
<p>（登 録） 第4条 <u>検査士</u>になろうとする者は、本会の行う<u>蟻害・腐朽検査講習会</u>（以下「<u>講習会</u>」という。）を受講し、指定科目のレポートを提出のうえ審査によって資格を認定された後、<u>蟻害・腐朽検査士登録申込書</u>（様式1）に登録手数料10,000円を添えて本会会長に提出しなければならない。 2 前項の規定による登録の申込みのあった場合においては、申込書</p>	<p>（登 録） 第4条 <u>検査員</u>になろうとする者は、本会の行う<u>蟻害・腐朽検査講習会</u>（以下「<u>講習会</u>」という。）を受講し、指定科目のレポートを提出のうえ審査によって資格を認定された後、<u>蟻害・腐朽検査員登録申込書</u>（様式1）に登録手数料10,000円を添えて本会会長に提出しなければならない。 2 前項の規定による登録の申込みのあった場合においては、申込書</p>

<p>を審査し、申込者が<u>検査士</u>となる資格を有すると認めるときは、<u>検査士登録簿</u>に登録すると共に申込者に登録証（様式2）及び証明証（様式3）を交付する。</p>	<p>を審査し、申込者が<u>検査員</u>となる資格を有すると認めるときは、<u>検査員登録簿</u>に登録すると共に申込者に登録証（様式2）及び証明証（様式3）を交付する。</p>
<p>（登録事項） 第5条 <u>検査士登録簿</u>及び<u>検査士更新登録簿</u>に記載する事項は、次の通りとする。 一～三 （略）</p>	<p>（登録事項） 第5条 <u>検査員登録簿</u>及び<u>検査員更新登録簿</u>に記載する事項は、次の通りとする。 一～三 （略）</p>
<p>第6条 <u>検査士</u>は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から1カ月以内に本会会長に届け出なければならない。</p>	<p>第6条 <u>検査員</u>は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から1カ月以内に本会会長に届け出なければならない。</p>
<p>（登録更新の課題通知） 第7条 本会会長は、登録有効期間満了6カ月前までに更新の対象となる全ての<u>検査士</u>に対して、<u>蟻害・腐朽検査士資格・講習委員会</u>（以下、「<u>資格・講習委員会</u>」という。）が指定する課題の通知を行う。 2 登録の更新をしようとする<u>検査士</u>は、登録有効期間満了3カ月前までに、前項の課題を提出しなければならない。</p>	<p>（登録更新の課題通知） 第7条 本会会長は、登録有効期間満了6カ月前までに更新の対象となる全ての<u>検査員</u>に対して、<u>蟻害・腐朽検査制度委員会</u>が指定する課題の通知を行う。 2 登録の更新をしようとする<u>検査員</u>は、登録有効期間満了3カ月前までに、前項の課題を提出しなければならない。</p>
<p>（登録の更新） 第8条 登録の更新をしようとする<u>検査士</u>は、登録有効期間満了3カ月前に、第7条第2項に規定する課題及び<u>蟻害・腐朽検査士登録更新申込書</u>（様式4）に登録更新手数料及び登録更新検定料を添え本会会長に提出しなければならない。 2 （略） 3 第1項の提出があった場合においては、<u>資格・講習委員会</u>が第7条に則り提出された課題を審査し、適正であれば、再度<u>検査士更新登録簿</u>に登録すると共に申込者に登録証及び証明証を交付する。 4 （略）</p>	<p>（登録の更新） 第8条 登録の更新をしようとする<u>検査員</u>は、登録有効期間満了3カ月前に、第7条第2項に規定する課題及び<u>蟻害・腐朽検査員登録更新申込書</u>（様式4）に登録更新手数料及び登録更新検定料を添え本会会長に提出しなければならない。 2 （略） 3 第1項の提出があった場合においては、<u>蟻害・腐朽検査制度委員会</u>が第7条に則り提出された課題を審査し、適正であれば、再度<u>検査員更新登録簿</u>に登録すると共に申込者に登録証及び証明証を交付する。 4 （略）</p>

<p>(再交付の申請)</p> <p>第9条 <u>検査士</u>は、登録証又は証明証を汚損し又は失った場合においては、ただちに再交付申請書(様式5)に再交付手数料 2,000 円を添えて本会会長に提出しなければならない。</p>	<p>(再交付の申請)</p> <p>第9条 <u>検査員</u>は、登録証又は証明証を汚損し又は失った場合においては、ただちに再交付申請書(様式5)に再交付手数料 2,000 円を添えて本会会長に提出しなければならない。</p>
<p>(登録の取消)</p> <p>第10条 <u>検査士</u>が次の各号の一に該当する場合には、本会会長は理事会の議を経て登録を取り消すことができる。</p> <p>一 および二 (略)</p> <p>三 <u>検査士</u>として、社会の信用を失墜せしめる行為をしたとき。</p>	<p>(登録の取消)</p> <p>第10条 <u>検査員</u>が次の各号の一に該当する場合には、本会会長は理事会の議を経て登録を取り消すことができる。</p> <p>一 および二 (略)</p> <p>三 <u>検査員</u>として、社会の信用を失墜せしめる行為をしたとき。</p>
<p>第3章 <u>検査士</u>資格の審査と認定</p>	<p>第3章 <u>検査員</u>資格の審査と認定</p>
<p>(レポートの審査と資格認定)</p> <p>第13条 <u>検査士</u>の資格を取得しようとする者は、レポート審査による試験を受けなければならない。</p> <p>2 提出された指定科目のレポートに基づき、<u>蟻害・腐朽の検査・診断業務</u>を行うに必要な知識について<u>資格・講習委員会</u>が審査し、一定水準を満たした適格者に対し、<u>蟻害・腐朽検査士</u>資格を認定する。</p>	<p>(レポートの審査と資格認定)</p> <p>第13条 <u>蟻害・腐朽検査員</u>の資格を取得しようとする者は、レポート審査による試験を受けなければならない。</p> <p>2 提出された指定科目のレポートに基づき、<u>蟻害・腐朽の検査・診断業務</u>を行うに必要な知識について<u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u>が審査し、一定水準を満たした適格者に対し、<u>蟻害・腐朽検査員</u>資格を認定する。</p>
<p>(受験資格)</p> <p>第14条 <u>検査士</u>の受験資格は、次の各号に該当する者とする</p> <p>一 本会が行うしろあり防除施工士規程に基づくしろあり防除施工士または建築士・木造建築士いずれかの資格を取得している者で、資格取得後3年を経過している者とする。</p> <p>二 および三 (略)</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第14条 <u>蟻害・腐朽検査員</u>の受験資格は、次の各号に該当する者とする</p> <p>一 本会が行うしろあり防除施工士規程に基づくしろあり防除施工士または建築士・木造建築士いずれかの資格を取得している者で、資格取得後3年を経過している者とする。</p> <p>二 および三 (略)</p>
<p>(受験の手続)</p> <p>第15条 <u>検査士</u>資格の試験を受けようとする者は、受験申込書(様式6)に第16条に規定する受験料を添えて本会会長に提出しなければならない。</p>	<p>(受験の手続)</p> <p>第15条 <u>蟻害・腐朽検査員</u>資格の試験を受けようとする者は、受験申込書(様式6)に第16条に規定する受験料を添えて本会会長に提出しなければならない。</p>

<p>(受験料)</p> <p>第 16 条 <u>検査士</u>の受験手数料は、会員 2,000 円とし、非会員は 4,000 円とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受験料)</p> <p>第 16 条 <u>蟻害・腐朽検査員</u>の受験手数料は、会員 2,000 円とし、非会員は 4,000 円とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(レポート審査による資格認定後)</p> <p>第 18 条 <u>検査士</u>として適格者である旨を本人に通知する。</p>	<p>(レポート審査による資格認定後)</p> <p>第 18 条 <u>蟻害・腐朽検査員</u>として適格者である旨を本人に通知する。</p>
<p>第 4 章 <u>蟻害・腐朽検査士資格・講習委員会</u></p>	<p>第 4 章 <u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u></p>
<p>(資格・講習委員会)</p> <p>第 19 条 <u>資格・講習委員会</u>は、指定レポートの出題及び審査・資格認定並びに講習などの事務を行う。</p> <p>2 <u>資格・講習委員会</u>は、委員 10 名以内をもって組織する。</p> <p>3 および 4 (略)</p>	<p>(資格検定委員会)</p> <p>第 19 条 <u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u>は、指定レポートの出題及び審査・資格認定並びに講習などの事務を行う。</p> <p>2 <u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u>は、委員 10 名以内をもって組織する。</p> <p>3 および 4 (略)</p>
<p>(運 営)</p> <p>第 20 条 <u>資格・講習委員会</u>は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければこれを開くことができない。</p> <p>2 <u>資格・講習委員会</u>の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 <u>資格・講習委員会</u>は、レポート審査の事務に関し、臨時に<u>資格・講習委員会</u>委員若干名を委嘱することができる。</p>	<p>(運 営)</p> <p>第 20 条 <u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u>は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければこれを開くことができない。</p> <p>2 <u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u>の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 <u>蟻害・腐朽検査員資格検定委員会</u>は、レポート審査の事務に関し、臨時に<u>検定委員会</u>委員若干名を委嘱することができる。</p>
<p><u>附 則 (平成 28 年 6 月 23 日第 3 回理事会決議)</u></p> <p>1 <u>本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>「蟻害・腐朽検査員」を「蟻害・腐朽検査士」に改め、本規程名称および関係条文、様式を改める。</u></p>	

(様式1) (第4条第1項関係)

(第一面)

蟻害・腐朽検査士登録申込書

私は、蟻害・腐朽検査士の登録を受けたいので、蟻害・腐朽検査講習会修了証(写)及び誓約書を添え、申し込みます。

平成 年 月 日

氏 名 (印)

(署名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

ふりがな 氏 名	-----			写 真 貼 付
生年月日	大正	年 月 日( 才)	昭和	
現住所	〒			
電話番号	( )			
事業所名				
所在地	〒			※登録期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ※発行年月日 平成 年 月 日
電話番号	( )			※登録番号 第 号
合格通知書 日 付	平成 年 月 日	合格通知 番 号	第 号	

(注意事項)

- 各記載事項は楷書ではっきり記入のこと。
- ※欄は記入しないこと。
- 写真は、申込前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦 3.0 cm、横 2.4 cmとする。
- 裏面に記載欄があるので注意のこと。

(様式1) (第4条第1項関係)

(第一面)

蟻害・腐朽検査員登録申込書

私は、蟻害・腐朽検査員の登録を受けたいので、蟻害・腐朽検査講習会修了証(写)及び誓約書を添え、申し込みます。

平成 年 月 日

氏 名 (印)

(署名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

ふりがな 氏 名	-----			写 真 貼 付
生年月日	大正	年 月 日( 才)	昭和	
現住所	〒			
電話番号	( )			
事業所名				
所在地	〒			※登録期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ※発行年月日 平成 年 月 日
電話番号	( )			※登録番号 第 号
合格通知書 日 付	平成 年 月 日	合格通知 番 号	第 号	

(注意事項)

- 各記載事項は楷書ではっきり記入のこと。
- ※欄は記入しないこと。
- 写真は、申込前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦 3.0 cm、横 2.4 cmとする。
- 裏面に記載欄があるので注意のこと。

(第二面)

誓 約 書

平成 年 月 日

氏 名 ⑩

(署 名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

私は、蟻害・腐朽検査士として登録の上は、下記の事項を守  
ることを誓約いたします。万一違背した場合はいかなる処置を  
受けても異議を申しません。

記

1. 蟻害・腐朽の検査・診断業務に関しては、公益社団法人日本  
しろあり対策協会の定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断  
マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って  
正確に被害の有無を診断すること。
2. 蟻害・腐朽検査士規程を遵守すること。

(第二面)

誓 約 書

平成 年 月 日

氏 名 ⑩

(署 名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

私は、蟻害・腐朽検査員として登録の上は、下記の事項を守  
ることを誓約いたします。万一違背した場合はいかなる処置を  
受けても異議を申しません。

記

1. 蟻害・腐朽の検査・診断業務に関しては、公益社団法人日本  
しろあり対策協会の定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断  
マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って  
正確に被害の有無を診断すること。
2. 蟻害・腐朽検査員規程を遵守すること。

(様式2) (第4条第2項関係)

蟻害・腐朽検査士登録証

年 月 日生

登録番号

登録有効期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

蟻害・腐朽検査士規程第4条により、蟻害・腐朽検査士として登録したことを証する。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会

会 長 (氏 名) ㊞

(様式2) (第4条第2項関係)

蟻害・腐朽検査員登録証

年 月 日生

登録番号

登録有効期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

蟻害・腐朽検査員規程第4条により、蟻害・腐朽検査員として登録したことを証する。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会

会 長 (氏 名) ㊞

(様式3) (第4条第2項関係)

(表面)



登録有効期間 年 月 日

まで

登録番号

氏 名

蟻害・腐朽検査士証

年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会 ㊞

(裏面)

蟻害・腐朽検査士規程抜すい

(義務)

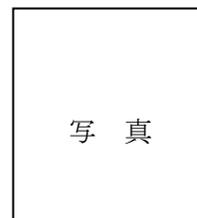
第3条 検査士は、本会が定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って、正確に被害の有無を診断しなければならない。

2 検査士は、本会が発行する蟻害・腐朽検査士証（以下「証明証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 検査士は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行する蟻害・腐朽検査士登録証（以下「登録証」という。）を掲示しなければならない。

(様式3) (第4条第2項関係)

(表面)



登録有効期間 年 月 日ま

で

登録番号

氏 名

蟻害・腐朽検査員証

年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会 ㊞

(裏面)

蟻害・腐朽検査員規程抜すい

(義務)

第3条 検査員は、本会が定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って、正確に被害の有無を診断しなければならない。

2 検査員は、本会が発行する蟻害・腐朽検査員証（以下「証明証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 検査員は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行する蟻害・腐朽検査員登録証（以下「登録証」という。）を掲示しなければならない。

(様式4) (第8条第1項関係)

(第一面)

蟻害・腐朽検査士登録更新申込書

私は、蟻害・腐朽検査士の登録更新を受けたいので、誓約書を添え、申し込みます。

平成 年 月 日

氏名 (印)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

登録番号		写 真 貼 付
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日 (才)	
現住所	〒	
電話番号	( )	※登録期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ※発行年月日
事業所名		
所在地	〒	
電話番号	( )	

(注意事項)

1. 各記載事項は楷書ではっきり記入のこと。
2. ※欄は記入しないこと。
3. 写真は、申込前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦 3.0 cm、横 2.4 cmとする。
4. 裏面に記載欄があるので注意のこと。

(様式4) (第8条第1項関係)

(第一面)

蟻害・腐朽検査員登録更新申込書

私は、蟻害・腐朽検査員の登録更新を受けたいので、誓約書を添え、申し込みます。

平成 年 月 日

氏名 (印)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

登録番号		写 真 貼 付
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日 (才)	
現住所	〒	
電話番号	( )	※登録期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ※発行年月日
事業所名		
所在地	〒	
電話番号	( )	

(注意事項)

1. 各記載事項は楷書ではっきり記入のこと。
2. ※欄は記入しないこと。
3. 写真は、申込前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦 3.0 cm、横 2.4 cmとする。
4. 裏面に記載欄があるので注意のこと。

(第二面)

誓 約 書

平成 年 月 日

氏名 ⑩

(署名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

私は、蟻害・腐朽検査士として登録の上は、下記の事項を守ることを誓約いたします。万一違背した場合はいかなる処置を受けても異議を申しません。

記

1. 蟻害・腐朽の検査・診断業務に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会の定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って正確に被害の有無を診断すること。
2. 蟻害・腐朽検査士規程を遵守すること。

(第二面)

誓 約 書

平成 年 月 日

氏名 ⑩

(署名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

私は、蟻害・腐朽検査員として登録の上は、下記の事項を守ることを誓約いたします。万一違背した場合はいかなる処置を受けても異議を申しません。

記

1. 蟻害・腐朽の検査・診断業務に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会の定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って正確に被害の有無を診断すること。
2. 蟻害・腐朽検査員規程を遵守すること。

(様式5) (第9条関係)

蟻害・腐朽検査士登録証 再交付申請書  
蟻害・腐朽検査士証

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

登録番号

氏 名 ④

(署 名)

私は、 蟻害・腐朽検査士登録証 汚損  
蟻害・腐朽検査士証 を 紛失 のため、関係書類を

添えて再交付の申請をいたします。

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_ 電 話 ( \_\_\_\_\_ )

事業所名 \_\_\_\_\_ 電 話 ( \_\_\_\_\_ )

所在地 \_\_\_\_\_

(添付書類)

- 理由書
- 汚損した 蟻害・腐朽検査士登録証  
蟻害・腐朽検査士証

(様式5) (第9条関係)

蟻害・腐朽検査員登録証 再交付申請書  
蟻害・腐朽検査員証

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

登録番号

氏 名 ④

(署 名)

私は、 蟻害・腐朽検査員登録証 汚損  
蟻害・腐朽検査員証 を 紛失 のため、関係書類を

添えて再交付の申請をいたします。

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_ 電 話 ( \_\_\_\_\_ )

事業所名 \_\_\_\_\_ 電 話 ( \_\_\_\_\_ )

所在地 \_\_\_\_\_

(添付書類)

- 理由書
- 汚損した 蟻害・腐朽検査員登録証  
蟻害・腐朽検査員証

(様式6) (第15条関係)

蟻害・腐朽検査士受験申込書

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

希望受験会場 および 開催年月日			
氏 名		生年月日	
所属事業所			
事業所住所	電話 FAX		
防除士 登録番号	第 号	取得年月日	年 月 日
建築士 登録番号	1級 2級 木造 第 号	取得年月日	年 月 日

(様式6) (第15条関係)

蟻害・腐朽検査員受験申込書

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

希望受験会場 および 開催年月日			
氏 名		生年月日	
所属事業所			
事業所住所	電話 FAX		
防除士 登録番号	第 号	取得年月日	年 月 日
建築士 登録番号	1級 2級 木造 第 号	取得年月日	年 月 日

既存住宅の蟻害・腐朽検査規程 改正案 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社団法人日本しろあり対策協会（以下「<u>本会</u>」という。）の認めた<u>蟻害・腐朽検査士</u>が、依頼者の求めに応じ、既存住宅の蟻害と腐朽を検査するために必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社団法人日本しろあり対策協会（以下「<u>本会</u>」という。）の認めた<u>蟻害・腐朽検査員</u>が、依頼者の求めに応じ、既存住宅の蟻害と腐朽を検査するために必要な事項を定める。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程の<u>蟻害・腐朽検査士</u>（以下「<u>検査士</u>」という。）とは、本会の<u>蟻害・腐朽検査士規程</u>に基づいて登録し、既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程の<u>蟻害・腐朽検査員</u>（以下「<u>検査員</u>」という。）とは、本会の<u>蟻害・腐朽検査員規程</u>に基づいて登録し、既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。</p>
<p>(依頼)</p> <p>第3条 検査・診断は、登録住宅性能評価機関及びその他から<u>検査士</u>所属事業所（以下「<u>所属事業所</u>」という。）への依頼によって行い、本会と一般社団法人住宅性能評価・表示協会が作成した標準契約書に準拠した業務請負契約を締結することとする。</p> <p>2および3 (略)</p>	<p>(依頼)</p> <p>第3条 検査・診断は、登録住宅性能評価機関及びその他から<u>検査員</u>所属事業所（以下「<u>所属事業所</u>」という。）への依頼によって行い、本会と一般社団法人住宅性能評価・表示協会が作成した標準契約書に準拠した業務請負契約を締結することとする。</p> <p>2および3 (略)</p>
<p>第4条（第1項～第4項 略）</p> <p>5 検査にあたっては、本会の「<u>蟻害・腐朽検査士倫理規程</u>」を遵守する。</p>	<p>第4条（第1項～第4項 略）</p> <p>5 検査にあたっては、本会の「<u>蟻害・腐朽検査員倫理規程</u>」を遵守する。</p>
<p>(報告)</p> <p>第9条 登録住宅性能評価機関からの依頼の場合、所属事業所名と<u>検査士</u>名を併記した「<u>蟻害・腐朽検査・診断報告書</u>」（以下「<u>報告書</u>」という。）を作成の上、登録住宅性能評価機関に報告するが、診断結果の最終判断と依頼者への通知は、当該性能評価機関に一任する。</p> <p>2 前項以外からの依頼の場合、所属事業所名と<u>検査士</u>名を併記した報告書を作成の上、検査・診断結果を依頼者に通知する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(報告)</p> <p>第9条 登録住宅性能評価機関からの依頼の場合、所属事業所名と<u>検査員</u>名を併記した「<u>蟻害・腐朽検査・診断報告書</u>」（以下「<u>報告書</u>」という。）を作成の上、登録住宅性能評価機関に報告するが、診断結果の最終判断と依頼者への通知は、当該性能評価機関に一任する。</p> <p>2 前項以外からの依頼の場合、所属事業所名と<u>検査員</u>名を併記した報告書を作成の上、検査・診断結果を依頼者に通知する。</p> <p>3 (略)</p>

附 則（平成 28 年 6 月 23 日第 3 回理事会決議）

1 本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

2 「蟻害・腐朽検査員」を「蟻害・腐朽検査士」に改め、関係条文を改める。

蟻害・腐朽検査員倫理規程 改正案 新旧対照表

新	旧
<p>蟻害・腐朽検査士倫理規程</p> <p>公益社団法人日本しろあり対策協会が公益事業の観点で行う既存住宅の検査について、蟻害・腐朽の被害を<u>蟻害・腐朽検査士</u>が検査・診断するときの倫理に関して定めたものである。</p> <p>1 <u>検査士</u>は、<u>蟻害・腐朽検査士証</u>を依頼者に必ず提示し、身分を明確にすること。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>蟻害・腐朽検査員倫理規程</p> <p>公益社団法人日本しろあり対策協会が公益事業の観点で行う既存住宅の検査について、蟻害・腐朽の被害を<u>蟻害・腐朽検査員</u>が検査・診断するときの倫理に関して定めたものである。</p> <p>1 <u>検査員</u>は、<u>蟻害・腐朽検査員証</u>を依頼者に必ず提示し、身分を明確にすること。</p> <p>2～9 (略)</p>
<p><u>附 則 (平成 28 年 6 月 23 日 第 3 回理事会決議)</u></p> <p>1 <u>本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。</u></p> <p>2 「<u>蟻害・腐朽検査員</u>」を「<u>蟻害・腐朽検査士</u>」に改め、本規程名称および関係条文を改める。</p>	

既存住宅の蟻害・腐朽検査及び検査証発行規程（協会版） 改正案 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）の認めた<u>蟻害・腐朽検査士</u>が個人または企業もしくは団体からの求め（以下「依頼者」という。）に応じ、既存住宅の蟻害と腐朽を検査し、本会の蟻害・腐朽検査証を発行するために必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）の認めた<u>蟻害・腐朽検査員</u>が個人または企業もしくは団体からの求め（以下「依頼者」という。）に応じ、既存住宅の蟻害と腐朽を検査し、本会の蟻害・腐朽検査証を発行するために必要な事項を定める。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程の<u>蟻害・腐朽検査士</u>（以下「<u>検査士</u>」という。）とは、本会の<u>蟻害・腐朽検査士規程</u>に基づいて登録し、既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程の<u>蟻害・腐朽検査員</u>（以下「<u>検査員</u>」という。）とは、本会の<u>蟻害・腐朽検査員規程</u>に基づいて登録し、既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指導・助言)</p> <p>第5条 <u>検査士</u>等は、この規程に基づく蟻害・腐朽検査等について本会の指導・助言を受けることができる。</p>	<p>(指導・助言)</p> <p>第5条 <u>検査員</u>等は、この規程に基づく蟻害・腐朽検査等について本会の指導・助言を受けることができる。</p>
<p>(依頼)</p> <p>第6条 検査・診断は、依頼者から<u>検査士</u>を雇用している<u>検査士所属事業所</u>（以下「<u>所属事業所</u>」という。）への依頼により実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(依頼)</p> <p>第6条 検査・診断は、依頼者から<u>検査員</u>を雇用している<u>検査員所属事業所</u>（以下「<u>所属事業所</u>」という。）への依頼により実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第12条 検査証は、次の各号に該当する場合に発行する。</p> <p>一 検査が、<u>検査士</u>によってなされていること</p> <p>二および三 (略)</p>	<p>第12条 検査証は、次の各号に該当する場合に発行する。</p> <p>一 検査が、<u>検査員</u>によってなされていること</p> <p>二および三 (略)</p>
<p>(検査証発行の依頼)</p> <p>第13条 検査証は、原則として次の各号に定める手順により発行する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>所属事業所</u>は、報告書をメールまたはファックスにより本会へ送付する</p> <p>三 (略)</p>	<p>(検査証発行の依頼)</p> <p>第13条 検査証は、原則として次の各号に定める手順により発行する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>所属企業</u>は、報告書をメールまたはファックスにより本会へ送付する</p> <p>三 (略)</p>

<p>四 <u>所属事業所</u>は、依頼者に発行された検査証および報告書を提出する</p>	<p>四 <u>所属企業</u>は、依頼者に発行された検査証および報告書を提出する</p>
<p>第14条 <u>所属事業所</u>は検査証発行に係る別に定める額の手数料を本会に納付する。</p>	<p>第14条 <u>所属企業</u>は検査証発行に係る別に定める額の手数料を本会に納付する。</p>
<p>第15条 次のいずれかに該当する場合は、検査証の発行を中止または取消する。</p> <p>一 および二 (略)</p> <p>三 蟻害・腐朽<u>検査士</u>倫理規程に違反した場合</p> <p>四 <u>所属事業所</u>の間で検査依頼された当該建築物に係る紛争等が発生した場合</p> <p>五 (略)</p>	<p>第15条 次のいずれかに該当する場合は、検査証の発行を中止または取消する。</p> <p>一 および二 (略)</p> <p>三 蟻害・腐朽<u>検査員</u>倫理規程に違反した場合</p> <p>四 <u>所属企業</u>の間で検査依頼された当該建築物に係る紛争等が発生した場合</p> <p>五 (略)</p>
<p>(保存期間)</p> <p>第16条 報告書は、<u>所属事業所</u>および本会で検査証の発行日から5年間保存する。</p>	<p>(保存期間)</p> <p>第16条 報告書は、<u>所属企業</u>および本会で検査証の発行日から5年間保存する。</p>
<p>(防除処理等)</p> <p>第17条 検査証を発行した当該建築物の防除処理等の依頼が生じた場合は、特段の理由が存しない限り当該建築物を検査した<u>所属事業所</u>の責務の基で「蟻害・腐朽対策提案書」を作成し、防除処理契約を結ぶことができる。</p>	<p>(防除処理等)</p> <p>第17条 検査証を発行した当該建築物の防除処理等の依頼が生じた場合は、特段の理由が存しない限り当該建築物を検査した<u>所属企業</u>の責務の基で「蟻害・腐朽対策提案書」を作成し、防除処理契約を結ぶことができる。</p>
<p>(懲戒)</p> <p>第18条 本会の許可なく検査証を発行したことが判明した場合は、本会会長は理事会の議を経て当該<u>検査士</u>の<u>検査士</u>登録を取り消すことができる。</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第18条 本会の許可なく検査証を発行したことが判明した場合は、本会会長は理事会の議を経て当該<u>検査員</u>の<u>検査員</u>登録を取り消すことができる。</p>
<p>附 則 (平成28年6月23日第3回理事会決議)</p> <p>1 本規程の一部改正は、平成28年6月23日から施行する。</p> <p>2 「蟻害・腐朽<u>検査員</u>」を「蟻害・腐朽<u>検査士</u>」に改め、関係条文を改める。</p>	

蟻害・腐朽検査等の手数料規程（協会版） 改正案 新旧対照表

新	旧
<p>(検査証発行手数料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 規程第6条の<u>所属事業所</u>は、前条の手数料を規程第13条による検査証発行の依頼前に本会へ銀行振込みにより納付するものとする。</p>	<p>(検査証発行手数料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 規程第6条の<u>所属企業</u>は、前条の手数料を規程第13条による検査証発行の依頼前に本会へ銀行振込みにより納付するものとする。</p>
<p><u>附 則（平成28年6月23日第3回理事会決議）</u></p> <p><u>1 本規程の一部改正は、平成28年6月23日から施行する。</u></p> <p><u>2 第3条第2項「所属企業」を「所属事業所」に改める。</u></p>	

以 上